

第 13 回検討会における委員意見等への対応案

○ 条例の構成等

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>今回の条例の内容に関する「三重の森林づくり条例」の改正については、本検討会の射程を超えているので、本検討会としては環境生活農林水産常任委員会、あるいは農林水産部に対して改正の提案をしていくということが望ましいのではないか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の条例の内容と密接不可分な改正であれば、今回の条例の附則において「三重の森林づくり条例」の改正を併せて行うことも技術的には可能であるが、「三重の森林づくり条例」の改正についてはそれだけで丁寧な検討を行うことが必要であり別主体で改正を行うことが妥当とも考えられるので、「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについて、改めて委員間討議を行うこととする。 ・ 現段階で、今回の条例の内容と関係して「三重の森林づくり条例」の改正が必要と考えられる事項としては、1)「市町の責務」を新たに規定すること、2)「森林環境教育」を「森林教育」に改めること、3) バイオマスエネルギー利用について新たに規定すること が挙げられる。 ・ 本検討会として別主体に対して「三重の森林づくり条例」の改正について提言等をする場合、1) 執行部に対して改正を提言する、2) 環境生活農林水産常任委員会に対して改正を提言する、3) 代表者会議に対して「三重の森林づくり条例」の改正のための検討会等の設置を提言する というパターンが考えられる。

	委員意見等の概要	対応案
		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、議員提出条例の改正については、「議員提出条例（政策条例）の改正案の提出に関する取扱いについて」（平成 27 年 6 月 8 日 代表者会議決定）において、「議員提出条例（政策条例）について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、代表者会議で協議する。」と取り決められていることには留意が必要である。
2	<p>今回の条例は「三重の森林づくり条例」と密接な関係があるものなので、同条例の書きぶりに合わせて、本文では「努めるものとする」とする前提で、市町に関する規定も含め、「たたき台」で「役割」となっている規定は全て「責務」としてはどうか。（今井委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例と密接に関係する「三重の森林づくり条例」がいずれの主体についても「責務規定」を設けている（ただし、「市町の責務」規定はなし）ことと平仄<small>そく</small>を合わせ、「第 5 市町の責務」とする（7 頁参照）とともに、「第 7 森林所有者等の役割」から「第 12 県民及び事業者の役割」までについても、全て「役割」を「責務」に改めることとしたい。

○ 前文

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>第5段落の「三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない」について、「三重県における」を「三重県において」とするか、「三重県における」を削ってしまったほうがよいのではないか。 (濱井委員)</p>	<p>・委員意見を踏まえ、第5段落の「三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない」を「三重県において木の文化を継承し、発展させていかなければならない」に改めることとしたい。</p>
2	<p>「前文」では「ウッドファースト社会」という文言が削除されたが、条例制定後のスローガンのようなキャッチフレーズ等としてふさわしいのではないかと思うので、「ウッドファースト社会」について逐条解説等で明記いただけるとありがたい。(中森委員)</p>	<p>・「ウッドファースト社会」については、その実質的な内容が「前文」に存置されているので、逐条解説では「ウッドファースト社会」という文言やその背景等についても言及することとしたい。</p>

○ 第2 定義

	委員意見等の概要	対応案
1	「エネルギー源としての使用」の取扱いについては、前回の対応案のとおりでよいのではないか。(今井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギー利用は今回の条例で利用促進を図る主たる分野ではないこと等から、(1)の「木材の利用」の定義から、「及びエネルギー源」を削ることとするが、「エネルギー源としての利用」も条例の利用促進の対象から完全に除外はされないよう「製品の原材料」の後に「等」を加えることとする。 ・なお、バイオマスエネルギー利用を「三重の森林づくり条例」に規定するかどうか、また、それを別の主体に提言するかどうかは別途検討が必要である。(1頁参照)
2	「エネルギー源としての使用」の取扱いについては、執行部の提案どおりでよいのではないか。(濱井委員)	
3	「エネルギー源としての使用」は今回の条例の主目的からは外れると思うが、林業振興においてバイオマスエネルギー利用の持つウェイトは非常に大きいので、バイオマスエネルギー利用を「三重の森林づくり条例」に規定する改正をするよう農林水産部、あるいは環境生活農林水産常任委員会に提言してはどうか。(西場委員)	
4	「事業者」について定義がされていないが、公的施設を整備する社会福祉法人等も含むものとして、「事業者」について定義規定を設けてはどうか。(今井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・法律や条例で「事業者」という用語を使用する場合、一般的には、普通名詞として定義を置いていないことが多く、今回の条例における「事業者」も、公共建築物を整備する社会福祉法人等だけではなく幅広い法人や個人事業主を含むことを想定しているため、あえて定義は置かないこととしたい。ただし、逐条解説で、「事業者」には公共建築物を整備する社会福祉法人等は当然含まれることを明記することとしたい。 ・なお、公共建築物を整備する地方公共団体以外の者を別途「公共建築物整備事業者」といった形で定義することも可能であるが、そのような事業者について、文言上、一般の事業者と異なった責務規定を設けることは難しいと考えられるため、そのような定義を置かないほうが適当ではないかと考えられる。なお、逐条解説では、そのような事業者には特に木材の利用が期待される旨を記載することとしたい。

○ 第4 県の責務

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>福祉施設のような公的施設も「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の対象なのであれば、③の「公共建築物において」を「公共建築物等において」としてはどうか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・③は、県が自ら整備（≒建築、改修等）する公共建築物における原則的県産材使用について規定するものなので、「公共建築物等において」とするのは適当ではないと考えられる。 ・なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」における「公共建築物」は、社会福祉法人等が整備する福祉施設等も含む用語（今回の条例も同様の定義を置いている）であり、題名における「公共建築物等」の「等」というのは、同法第3章で規定されている「住宅における木材の利用」や「木質バイオマスの製品利用」等を含むということを意味するものである。 ・ただし、県が木材を利用する対象としては、ガードレール等の工作物や備品類等も想定されることから、次の条文イメージのように新たに④を設けることとし、現在の「たたき台」の④を⑤とし、⑤を⑥とすることとしたい。なお、「第5 市町の責務」②についても同様の趣旨から、「公共建築物」を「公共建築物等」に改めることとしたい。 <p style="text-align: center;">（条文イメージ）</p> <p>④ 県は、その整備する工作物等において、自ら率先して県産材等木材の利用に努めなければならない。</p>

	委員意見等の概要	対応案
2	<p>④で「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」と記載してもらっているが、自治体以外の社会福祉法人等が整備する病院、老人施設等の公的施設のことを読み取りにくくなっている。自治体が整備する公共建築物の次に木材利用を促進すべきなのはこういった公的施設だと考えるが、現在の案ではその部分が弱く感じる。(杉本委員)</p>	<p>・委員意見を踏まえ、④（上記の修正後の⑤）について、次のような修正イメージのように修正することとしたい。なお、「第13 県産材等木材利用方針」②(2)も併せて同様の修正することとしたい。</p> <p>（修正イメージ）</p> <p>⑤ 県は、<u>県産材等木材の利用の促進に関する研究、技術の普及及び人材の育成、県以外の者が整備する公共建築物、住宅等の建築物における県産材等木材の利用の促進その他の県産材等木材の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
3	<p>④の「住宅その他の建築物における木材の利用の促進その他の木材の利用の促進を図るために必要な施策」は、「その他の」が連続していて読みにくいので、「住宅その他の建築物」は「住宅等の建築物」としてはどうか。(今井委員)</p>	<p>・なお、⑤（修正イメージ）の構造としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県産材等木材の利用の促進に関する研究 2) 県産材等木材の利用の促進に関する技術の普及 3) 県産材等木材の利用の人材の育成 4) 県以外の者が整備する公共建築物、住宅等の建築物における県産材等木材の利用の促進 <p>が「県産材等木材の利用の促進を図るために必要な施策」の例示として並列されている形となっている。</p>

○ 第5 市町の役割 or 市町の責務

	委員意見等の概要	対応案
1	これから県と市町はパートナーとしてやっていく必要があり、同じような立場で努めていただきたいと思うので、「市町の責務」とすべきだと考える。(濱井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が県産材等木材の利用の促進に果たす役割が大きく、今後もその役割が増大することが想定され、県と市町がパートナーとして協力していくことが重要であること、また、今回の条例と密接に関係する「三重の森林づくり条例」では様々な主体の「責務」規定(ただし、「市町の責務」規定はなし)が設けられていること(2頁参照)とのバランスを踏まえ、「市町の責務」とすることとしたい。 ・ただし、そのことについては、パブリックコメントより前に、三重県市長会、三重県町村会等から何らかの形で意見聴取等ができるよう調整する。
2	「市町の責務」とするかどうかについては、地方分権改革以降の県と市町との対等関係の重視という流れの中で条例には基本的には書きこまれてこなかったという経緯があるが、時代の変化により状況が変わってきているとも思うので、パブリックコメントよりも早い段階で市長会や町村会と協議した上で、必要であれば「責務」に、少し控えるのであれば「役割」にすればよいと考える。(西場委員)	

○ 第13 県産材等木材利用方針

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>条例に細かい目標数値までは入れる必要はないのではないか。目標等は、条例に基づく計画に入れていけばよいと考える。(今井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例自体に「目標」や「目標数値」を位置付けることはしないこととする。
2	<p>目標数値については、特に定める必要がないのではないかと考える。(濱井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく「県産材等木材利用方針」に記載する項目として、「県産材等木材の利用の促進に関する目標」とだけ規定するか、「定量的な目標」ということも含めて規定するかについては議論が尽くされていないと考えられるため、改めて委員間討議を行うこととする。
3	<p>目標については、条例に盛り込むのは大変だと思うが、条例に基づく木材利用方針に記載されるようにすれば、実質的な効果につながるのではないかと。(西場委員)</p>	
4	<p>数値目標はともかくとして、検証が可能となるような何らかの指標を設定することを条例に規定することは必要だと考える。その指標を定量的なものとするか、定性的なものとするかについては検討が必要である。(西場委員)</p>	<p>(以下、前回検討会資料の記載事項を再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、民間部門について目標数値を定めることとすることは、兵庫県に対する聴取り調査でも指摘があったように、地域や業態によって一律の目標数値設定が難しい面があること、そもそも数値の測定自体が困難であること、県において目標達成に向けた施策を講ずることに限界があることなど、課題が少なくないと考えられる。
5	<p>目標数値まで条例で規定することは考えていないが、今まで「みえ公共建築物等木材利用方針」にも目標があったけれども進んでいないという現実があるので、条例に基づく方針の中で木材利用を進めていくことを担保できるようにすることが必要である。(杉本委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一方、県が整備する公共建築物については、現在、法律で目標設定が定められているものの、「みえ公共建築物等木材利用方針」においては数値ではない定性的な目標にとどまっており、条例において目標数値まで定めることとすることも十分検討の余地があると考えられる。

	委員意見等の概要	対応案
6	<p>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく方針を条例に位置付けるというのもよいが、条例の内容を具体化する利用方針を新しく規定することのほうが重要だと考える。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の「たたき台」では、既存の計画や方針に屋上屋を架したり、執行部の過重な負担となったりしないよう、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第8条に基づく「みえ公共建築物等木材利用方針」(法律では「定めることができる」規定となっている)を改めて今回の条例に基づく「県産材等木材利用方針」として位置付け(①)、更にその内容を拡充させる(②)こととしている。また、策定・変更の公表義務を規定する(法律では努力義務)とともに、方針に基づく施策の実施状況の公表義務を規定している(法律では規定なし)。このようなことから、御指摘の趣旨は反映しているものと考えている。 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」が、「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けられているのと同様のイメージである。
7	<p>①において法律の名称を削除しているが、それでよいのか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第2 定義」(5)において「公共建築物」の定義を設け、その中で「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)」と規定したことにより、①においては「法」と略称することとしたものである。

○ 第14 体制の整備

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>①の例示の「協議の場」の構成主体として「国」を追加することについては、県産材等木材の利用促進に当たって、国とどのようなことを協議するのかというイメージがつかないところがあり、国との間では情報共有等にとどまるのではないかと考えるので、逐条解説で「協議」には情報共有も含む旨を明記する等の対応をお願いしたい。(農林水産部)</p>	<p>・例示として挙げた「協議の場」について、必ずしも挙げられた全ての主体が参加する協議体が想定されているわけではなく、適時適切な組合せの主体との協議が想定されるとともに、その中身としては「情報共有」も想定されるということを逐条解説に明記することとしたい。</p>
2	<p>①の「県は、(略)、県、(略)、事業者による協議の場を設けるなど」について、主語が「県」なので、2回目の「県」は要らないのではないか。また、「による協議の場」だと、挙げられた全ての主体が参加する協議の場と読めてしまうので、それぞれの主体1つずつとの協議も読めるよう、「との協議の場」としてはどうか。(今井委員)</p>	<p>・委員意見を踏まえ、①について、次のような修正イメージのように修正することとしたい。</p> <p>(修正イメージ)</p> <p>① 県は、(略)、<u>国</u>、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。</p>

○ 第15 財政上の措置

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「財政上の措置」を「講ずるものとする」としたとしても、必ずしも地方自治法に抵触するということはないと考えており、執行部としっかりと協議をするのであれば、努力義務のままにしなければならないことはないのではないか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提出条例において「財政上の措置を講ずるものとする」と規定することが地方自治法に規定された知事の予算調製権に直ちに抵触することはないかもしれないが、予算調製権を制約する度合いは努力義務の場合よりも大きくなることが想定され、予算調製権を長に専属させた地方自治法の趣旨にはそぐわないと考えられる。 ・地方自治法との抵触ということよりも、既存の県の条例において「財政上の措置」について規定する20条例の全てが努力義務となっていることとのバランス上、森林づくり施策をはじめ、障がい者施策、健康づくり施策、地域産業振興施策、スポーツ施策等の様々な施策と比べ、県産材等木材利用促進施策に優先的に財政上の措置を講ずべき理由を説明することが極めて困難であると考えられることから、今回の条例の「財政上の措置」については、やはり努力義務のままとしたい。